

(議長)

日程第16、議案第1号、地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」(提案説明)

議案第1号、地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

地方公務員法等の一部改正に伴い、江差町職員の定年に関する条例のほか、関係する条例の整備を行うための条例を制定するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

総務課長。

「総務課長」(補足説明)

それでは、私の方から議案第1号について、ご説明させていただきたいと思っております。

議案書は、14ページから23ページまでとなります。

また、資料は3ページから6ページの資料2に条例の概要、それから7ページから17ページの新旧対照表となります。議案につきましても、関係条例5本ありますけれどもその整備条例として、各条例一部改正の条例を1本の条例でまとめていますが、新旧対照表につきましては、各条例ごとに対比をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、説明いたしますが、3ページからの資料2でご説明申し上げます。制定の理由といたしましては、地方公務員の経年引き上げに関しまして、上位法令であります地方公務員法が一部改正されたことによるものでございます。

職員の定年引き上げの趣旨でありますけれども、年金の支給年齢が65歳となったことに伴い、雇用と年金の接続を図るために、段階的に定年を引き上げるとともに、高齢期の職員の知識経験を活用するため新たな制度を導入する、そういうような内容となっているものでございます。

次に、主な改正の概要です。3ページ3の(1)の職員の定年等に関する条例の改正概要でございます。議案の整備条例では、第2条となります。最初に定年引き上げ関係の改正でございますが、定年を65歳までに引き上げる内容となっております。ただし、令和13年度まで段階的に引き上げることとなっております。何年度に何歳が定年になるかは、6ページの表をご覧いただきたいと思っております。

次に、管理監督職勤務上限年齢性でございます。いわゆる、役職定年制の新設です。

引き上げられた定年まで管理職のポストにいるとなりますと、管理職以外の職員が管理職に昇格するのが遅くなることから、新陳代謝を進めて行くため60歳に達した管理職は、管理職以外の職に後任等をする内容となっております。

次に、暫定再任用関係でございます。定年退職した職員が65歳まで再任用職員として採用される内容です。現行の再任用制度と同様の仕組みとなりますが、改正に伴いまして単体の再任用条例は、廃止といたしまして、改正後の定年条例の方に規定されます。

なお、暫定再任用につきましては、先程、ご説明いたしました段階的に定年が引き上げられる間に定年を迎える職員が対象となり、65歳定年が完成した年以降は、対象者はいなくなるものでございます。

次に、次のページをご覧くださいと思います。情報提供意思確認制度の新設でございます。60歳となる前年度に当該職員に対しまして、該当となる職員に対しまして、任用形態や給与などの情報を提供し、勤務の意思について確認する内容となっております。定年条例に関しては、以上となります。

(2)の勤務時間休日休暇条例から(4)の人事行政の運営等の条例に関しましては、文言の改正、任用条項の条ずれの改正となっておりますので、割愛させていただきます。

次に、(5)の給与に関する条例、整備条例では、第6条関係でございます。定年前再任用3時間勤務職員の給料月額を規定してございます。これまでの再任用職員の給料月額を基準といたしまして、勤務時間に応じて、つまり、実際の勤務時間をフルタイム勤務の総勤務時間で割った比率に応じた金額を支給する内容となっております。

次に、60歳に達した職員の給与水準でございますが、の関係でございますが、60歳に達した職員につきましては、翌年度以降は、直前の給与月額の7割水準とする内容となっております。

次に、暫定再任用職員、それから、暫定再任用3時間勤務職員の給料についてでございますが、暫定再任用職員につきましては、別表1の給料表の当該職員が属していた級に応じた額に、暫定再任用3時間勤務職員については、定年前の再任用短時間勤務職員の額となるものでございます。最後は、文言修正がされております。

最後でございますが、施行期日でございます。令和5年4月1日としてございます。

以上で説明を終わりますので、お願いいたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

小野寺議員。

「小野寺議員」

まだ、よく呑み込めてないところ、あるんで、間違ったことを言ったら、指摘して欲しいんですが、この問題、この案件は、1つは定数の問題がどうなるのか。本来、どういう言葉使っているのか、本来であれば、新規採用で埋めなければならないのを、その分、延

びてきますので、新規採用を抑えるということもある。

それで、国会でこの論議になった時に、法律案が可決された時、議決された時の付帯決議、結構、今の問題、国会で論議になりまして、要は、若年層と言いますか、本来であれば、新規採用、とる部分ですね。場合によっては、定数を増やすとか、付帯決議ですよ、付帯決議でそういうことが指摘されているんです。定数を増やすとか、そういうこともやりながら職員のワークライフバランスの確保、つまり、その年齢によって、偏らないようなことも含めて適切にすべきだと。併せて地方公務員の働き方改革の一層の推進に向け努力すること。などなど、先程言ったこの法律案が全会一致で決まるんですが、その時の付帯決議の中で出されておりますが、いずれにしても江差町として、その定数との関係、どう考えているのか、教えて欲しいと思います。

(議長)

はい。総務課長。

「総務課長」

定数の考え方でございますけれども、これまでも、現行の再任用制度というのがございましたし、その再任用制度のなかでも、フルタイムとパートタイムという、仕切りと言いますか、区別がありました。それで、フルタイムの場合は、定員としてカウントしますよ。パートというか、短時間勤務の場合は、カウントしません。同じ流れでございます。

従いまして、この6ページのスケジュール表を見ていただくと分かるんですが、定年退職する人が1年ごとになってきますし、その分定年退職する方が減りますので、そういった観点からの定員管理計画というのを見直す必要が出てくるのかなと思います。

その中で、当然、その総体というか、定員管理の部分が決まりましたら、採用の人数というの、調整と言ったら変ですけども、決まってくるのかなと思いますけれども、それに関しましては、これから定員管理計画の見直しの中で、関係課だったり、上司の方と相談しながらということになると思いますので、そういうことでご理解願えればと思います。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

結構、大変な状況かなと思うんです。これ、具体的に江差町の今の職員、今の江差町の職員に照らすと、そんなに居ないのかなと思うんですが、大体どんなふうになっているんですか。それによって、また、定数の関係も、先程、協議の件も出てくると思うんですが、具体的な動き、わかる範囲でいいです。わかる範囲で。

(議長)

はい。総務課長。

「総務課長」

たぶん、小野寺議員、おっしゃっているのは、退職される職員が何人いるか、ということなのかなと思います。それで、来年の3月ですから、令和4年度末で、1名退職者、定年退職者がございます。それから、この6ページのスケジュール見ていただいてもわかりますが、次の年は、退職者はおりません。令和6年度末で、2人の管理職が該当になりますので、60歳で2人の管理職が定年退職ということでございます。それ以降はちょっと今、手持ちの資料がありませんので、申し訳ございませんが、以上となります。

(議長)

はい。いいですか。

はい。他に、質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については、討論を省略し直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第1号、地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。